

概要書面

サンベール会員登録のご案内

この書面は、サンベールの商品及びビジネスをお伝えする際、必ずお渡しください。

1. 統括者

社名 株式会社サンベール 代表取締役 濱松 治
所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷3-2-7 お茶の水サニービル8F
TEL:03-5805-7551 FAX:03-5805-7552

2. 取扱商品/特定負担/VUILD

1. 取扱商品

①②③④⑤⑥⑦は健康食品 ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱は化粧品

ムコテイン（ムコ多糖含有食品）

① ムコテイン 粒タイプ 内容量:102g(300mg×340粒)

会員価格:12,960円(税込)

② ムコテイン 粒タイプ ミニ 内容量:96g(300mg×80粒×4パウチ)

会員価格:12,960円(税込)

③ ムコテイン 粒タイプ アルミ包装 内容量:90g(300mg×10粒×30包)

会員価格:12,960円(税込)

④ ムコテイン 顆粒タイプ 内容量:102g(1.7g×60包)

会員価格:12,960円(税込)

⑤ ムコテイン ゼリータイプ 内容量:300g(10g×30本)

会員価格:12,960円(税込)

リピデイン（大麦若葉青汁）

⑥ リピデイン 内容量:270g(3g×90包)

会員価格:12,960円(税込)

⑦ リピデイン+ジンジャーエキス 内容量:270g(3g×90包)

会員価格:12,960円(税込)

ムコレア（ムコ多糖配合化粧品）

⑧ ムコレア モイスチャーゲル 内容量:100g

会員価格:13,200円(税込)

⑨ ムコレア モイスチャーゲル 内容量:80g(2g×40包)

会員価格:13,200円(税込)

* ②③⑨は次回注文時より定期購入可能

⑩ ムコレア ボディローション 内容量:300ml

会員価格:追加購入 6,600円(税込)

* ⑩の2本セット定期購入の場合 会員価格:13,200円(税込)

⑪ ムコレア スカルプエッセンス 内容量:100ml

会員価格:13,200円(税込)

⑫ ムコレア シャンプー 内容量:500ml

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑬ ムコレア コンディショナー 内容量:500ml

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑭ ムコレア ボディソープ 内容量:500ml

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑮ ムコレア BBクリーム 内容量:30g

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑯ ムコレア クレンジングジェル 内容量:150g

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑰ ムコレア クレンジングジェル 内容量:160g(4g×40包)

会員価格:追加購入 5,940円(税込)

⑱ ムコレア 洗顔フォーム 内容量:120g

会員価格:追加購入 4,620円(税込)

⑲ ムコレア 洗顔フォーム 内容量:80g(2g×40包)

会員価格:追加購入 3,300円(税込)

* ⑫⑬⑭⑮⑯⑰から、3点セットでの定期購入 会員価格:13,200円(税込)

* チャイルドエイドとは、1商品につきお客様から100円、サンベールから100円の合計200円を未来ある子供たちを支援する各種団体へ寄付をする制度です(商品代金は+100円となります)。

* 消費税は健康食品(ムコテイン・リピデイン)は8%、化粧品(ムコレア)は10%となります。

2. 特定負担…会員登録の際にかかる特定負担

① 商品代金:12,000円(+税)×個数(各商品共通)

② 会員登録料:3,000円

③ 送料・事務手数料:1,000円

④ 代金引換手数料:500円(代金引換の方のみ)

* 新規登録時、クレジットカード・代金引換の方は商品1ヶ月分もしくは2ヶ月分、ゆうちょ銀行振込の方は商品2ヶ月分の発送となります。また、2ヶ月間は支払方法の変更はできません。

3. サンベール公式アプリ「VUILD」（以下VUILD）

サンベールが配信する公式アプリです。最新のお知らせはもちろん、下記内容をご確認、ご利用いただけます。

- ・ ショッピング
- ・ 新規登録
- ・ 各種変更手続き
- ・ 追加プラン
- ・ 組織図
- ・ グループ売上
- ・ セミナー情報、予約、申請、チェックイン
- ・ ボーナス明細
- ・ 支払調書
- ・ サンベールポイント

3. 会員登録

1. 会員登録

サンベールの会員登録を希望する本人とサンベールとの間で、両者の合意に基づく契約の下に行われるものです。新規登録会員は、初回商品購入、及び手続きで登録(会員資格取得)となり、複数の商品を同時に購入することも可能です。

2. 登録資格

サンベールでは、個人として、あるいは法人として会員登録することができます。サンベール会員から紹介を受けることが必要です。

(1) 個人登録の場合

- ① 20歳以上(学生を除く)であること。
- ② 日本国籍を持つ者であること。
あるいは紹介販売活動が可能な在留資格を持つこと。
- ③ 商品配送可能な住所が日本国内にあること。
- ④ 法令、及び会員規約を遵守し、サンベールの指導に従うこと。

以下の場合、個人としての会員登録申請は受理されません。

- ・ 20歳未満の場合。
- ・ 申請者が学生の場合。学生とは、高等学校・大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(看護学校を含む)・各種専門学校・予備校

等に籍を置く者(夜間部・学校、大学校を含む)。

- ・既に会員登録している場合。
- ・屋号・通称・商号など、本名以外の名前で登録しようとしている場合。
- ・「会員登録申請書」の記載内容に不備があったり、内容が確認できない場合。
- ・解約後(自動解約の場合を除く)1年以内である場合。
- ・申請書の記載内容が事実と異なる場合、また虚偽と判明した場合。
- ・公務員等で法令により兼業をすることが禁じられている場合。
- ・その他サンベールが会員登録を許可しない場合。
- * 会社員等の場合は、就業先の就業規則等の各遵守事項についてご自身で判断の上、会員登録してください。

以下、法人登録(その代表者)の場合も同様。

(2) 法人登録の場合

- ① 日本で設立された法人であること。
- ② 営利法人(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社)であること。
- ③ 法人の代表権を有する者が個人登録資格を満たしていること。
- ④ 法人の代表権を有する者全員が会員登録に同意していることを書面で確認できること。

以下の場合、法人としての会員登録申請は受理されません。

- ・既に登録のある個人または法人の場合。
- ・法人の代表者が法人の場合(代表者が複数の場合で、そのうち1名でも法人の場合)。
- ・既に登録のある法人会員の代表者と同じ代表者の法人の場合。
- ・既に登録のある法人と、住所あるいは電話番号が同一の法人である場合。
- ・その他サンベールが会員登録を許可しない場合。

* 法人登録にあたっては、その法人の代表権を有する者の行為に対してサンベールが責任を問うことがあります。代表権を有する者が複数の場合は、その全てあるいはサンベールが特に指定した個人に責任を問うことがあります。

3. 登録方法

(1) 個人登録

- ① 紹介者から交付される最新の「概要書面」及び「会員規約」等を用いた適切な説明を受け、取扱商品及び本規約の内容を十分に理解した上で「会員登録申請書」に申請者本人が必要事項を全て記入してください。直筆にて署名・捺印した後、「会員登録申請書」の会社控え(1枚目)及び「重要事項確認シート」(5枚目)をサンベールまでご郵送ください。FAXによる申請は、後日必ず原本の提出をお願いいたします。VUILDでの登録も可能です。
- ② 会員登録申請時に登録するゆうちょ銀行口座の名義は、どのような場合でも必ず申請者と同一でなければなりません。個人名以外の記入があるものは登録できません。
- ③ 初回商品のお支払い方法をお振込みご希望の方は、サンベール指定のゆうちょ銀行口座へお振込みいただき、「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」をサンベールにご提出ください。
- ④ 商品の購入・お支払い方法でゆうちょ銀行自動払込をご希望の方は「自動払込利用申込書」(3枚目)をサンベールまでご提出ください(FAXでの申請はできません)。クレジットカード決済をご希望の方は、「クレジットカード決済申請書」(4枚目)をサンベールまでご提出ください。
- ⑤ 外国籍の方は、登録申請者本人の確認書類(「在留カード」、「特別永住者証明書」、「資格外活動許可書」)のいずれかの写しを必ず①に同封してください。
- ⑥ ご登録の名義は必ず、戸籍と同一のものとします。

(2) 法人登録

「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」に法務局で発行された「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」と、法人の「印鑑証明書」を提出してください。「登記簿謄本」と「履歴事項全部証明書」と法人の「印鑑証明書」は、発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。また、「会員登録申請書」に法人名、代表権を有する者の氏名を署名し、代表者印を捺印してください。

(3) Web登録

登録できるのは紹介者がログインしているVUILDのページからのみとなります。紹介者がVUILDでの新規登録をご希望している場合、個人・法人問わずWeb上で新規会員登録が可能となります。但し、Web登録を利用する場合、下記を必ず遵守ください。

- ・Eメール、SNS等を利用し不特定多数の方へ勧誘をしない。
- ・概要書面は必ず紙媒体で交付する。
- * その他、コンプライアンスを遵守した活動を徹底してください。

4. 個人情報の取り扱い

(1) サンベールの個人情報利用目的

「会員登録申請書」及び各種変更用紙にご記入いただく情報(お名前・ご

住所・電話番号等)はサンベールより商品発送及び付随する各種サービスを提供するために必要となるもので、サンベールのサービス以外の目的に利用することはありません。

サンベールが提供する各種サービス

- ・商品及び各種文書の発送
- ・金融機関への口座振替依頼
- ・クレジットカード会社への与信、決済の依頼
- ・サンベールでの顧客管理
- ・ビジネス活動をサポートするための登録・購入実績等の情報提供
- ・ビジネス活動をサポートするためにサンベールが必要と判断する媒体への掲載や掲示

(2) 個人情報の第三者提供

サンベールが保有する個人情報を第三者へ提供する場合、あらかじめその個人情報の主体であるご本人の同意を得ることといたします。

具体的な開示内容と情報開示先

下記①・②に定める事項は同じグループで会員ご本人より上位レベルの会員(以下上位会員)に開示されます。

- ① 会員からのお問い合わせに対して
サンベールでは会員の会員番号・お名前・登録日・解約日・購入履歴について上位会員からお問い合わせがあった場合、ビジネスサポートをする目的でご提供することがあります。
- ② 組織図による情報開示
サンベールのサービスである組織図により会員番号・お名前・登録日・解約日・購入履歴・購入方法・商品購入数・売上達成状況等を開示しています。

(3) 個人情報の共同利用

サンベールが保有する個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、あらかじめ個人情報の主体であるご本人に次の事項を通知し、またはサンベールのホームページに継続的に表記します。

- ① 共同利用する旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

5. 会員登録の完了

1. 「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」、もしくはVUILDでの登録内容に不備がないことを確認後、サンベールでの手続きが終了次第、会員登録の完了となります。ただし、「会員登録申請書」に虚偽、不正確な情報の記入及び記入漏れのあるものや、二重登録にあたる申請は、登録を認めません。登録完了後、商品を発送いたします。
2. 登録が完了した年月日を会員登録日とし、「登録日」は、1日から31日までの日にちを指します。例えば、会員登録日が2008年8月5日の場合、登録日は5日となります。
3. 追加ランチ登録の場合、「追加ランチ申請書」、もしくはVUILDでの登録内容に不備がないことを確認し、サンベールでの手続きが終了次第、追加ランチ登録の完了となります。ただし、書類の虚偽、不正確な情報の記入及び記入漏れのあるものや二重登録にあたる申請は、登録を認めません。

6. 会員資格の期間、解約、再登録

1. 会員資格に期限はありませんが、会員が本書面に記入する重要事項、関連法規・会員規約等に違反したものと判断された場合、もしくは6ヶ月連続で購入がない場合(自動解約)、会員資格は取り消されます。また、登録後の初回発送の商品を受け取らなかった場合やクーリング・オフをした場合は、会員登録は抹消させていただきます。
 2. 会員は、いつでもサンベールとの契約を解約することができます。解約を希望する場合は前月末日までに「解約届」に必要事項をご記入の上、ご提出ください(FAXでの受付は行っておりません)。解約に伴う費用は発生しません。
 3. 解約日より1年経過後であれば再登録することができます。自動解約の場合は、解約日より再登録できますが、1年以内に再登録する場合は、退会前と同じ紹介者(紹介者が解約している場合、直上者を遡る)でないと再登録することができません。また、再登録の際は、元のポジションに戻ることはできません。
- * 初回発送商品の受取拒否、クーリング・オフ、中途解約、会員資格剥奪処分いずれか該当した場合、原則再登録は出来ません。

7. 登録内容の変更

サンベールに提出した「会員登録申請書」の内容を変更する場合、会員は速やかに所定の手続きをしなければなりません。

(1) 登録住所等の変更

登録されているご住所・電話番号・FAX番号・配送先住所・ゆうちょ銀行口座は指定の「登録内容・配置先変更届」により、変更の申請が可能です(FAX・郵送)。VUILDでの変更も可能です。

(2) お支払い方法の変更

お支払い方法は、指定の「登録内容・配置先変更届」により、変更の申請が可能です(FAX・郵送)。

「クレジットカード決済」もしくは「代金引換」から「ゆうちょ銀行自動払込」に変更の場合は、「自動払込利用申込書」のご提出が必要です(郵送のみ)。ただし、プランの購入方法は本店と同じです。また、手続き完了まで一定の時間を要します。

8. 配置先の変更

配置先の変更は、直系のいかなる上位会員の同意があっても、許可されません(紹介者もしくは指定配置先の方が退会した時のみ可)。

4. 会員の権利

会員は毎月1回、各商品の定期購入をすることができます。
会員は特定負担(定期購入)に基づき、特定利益(報酬)を得ることができます。
会員は商品の普及活動を行うことができます。

5. 会員の責任

1. 会員は、サンベールの最新の会員規約を理解し、遵守し、サンベールの指導に従わなければなりません。
2. 会員は特定商取引法(以下特商法)、医薬品医療機器等法(以下薬機法)、及び関連法規を遵守し、常識ある活動を行わなければなりません。
3. 会員は傘下に対し、サンベールの最新の会員規約の理解・遵守の為の説明・指導を行わなくてはなりません。
4. 会員は、全ての活動を会員自身の責任の下に行ってください。会員個人に責任がある問題が生じた場合、サンベールが責任を負うことはできません。
5. 会員は法で定められた納税義務を守らなければなりません。
6. 会員はサンベールの最新の会員規約に従ってビジネス活動を展開し、サンベールや他の会員の損害になるような言動は慎まなければなりません。

6. 傘下系列に対する責任と義務

責任

1. 自分の傘下系列のグループが、健全なビジネスを行うように、十分なサポートをする責任があります。
2. 自分の傘下系列に対して適切な研修を行ってください。

義務

1. 商品やビジネスシステムについて詳しく説明してください。
2. 規約、特にクーリング・オフや中途解約、その他各種手続きに関して詳しく説明してください。
3. 研修会・勉強会等を定期的で開催してください。

7. 一般行動規定

1. 他社の製品、会員や社員等を誹謗中傷し、その名誉を傷つけるような言動は慎んでください。サンベールに関しても同様です。
2. 先に他の会員が交渉していることが明らかの方への別交渉はしないでください。
3. サンベールのネットワークを不正に利用しないでください。(例えばサンベールの社名、情報、資料、人脈などを他のビジネスの拡大に利用する等)。

ビジネス活動における法令遵守及び禁止事項

リクルート及び商品普及等のビジネス活動を行う場合は以下のことを必ず守ってください。

特商法等の関連法規に関して

サンベールの会員は、ビジネス活動を行う上で、下記事項を守らないと、特商法、薬機法等、その他の関連法規により、罰せられることがあります。下記「告知義務内容」1~7について故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げたり威迫し、困惑させることは法律で禁止されています。

告知義務内容

1. 氏名の告知義務
サンベールの会員であり、リクルート、または商品の普及を行いに来た旨を説明し、名刺などの書面あるいは口頭により氏名(会社名)を明示しなければなりません。
2. ビジネスシステムの説明義務
勧誘の際は、特商法に基づく連鎖販売取引であることを全ての勧誘対象者に説明し、理解をしていただくなくてはなりません。
3. 商品の説明義務
ムコティン・リビデインについては健康食品であること、ムコレアシリーズについては化粧品であることを説明しなければなりません。
4. 特定負担の説明義務
会員になる為の特定負担について明確な説明を行わなくてはなりません。

5. 特定利益の説明義務

サンベールのボーナスプランに基づき発生するボーナス(特定利益)について、明確な説明を行わなくてはなりません。

6. クーリング・オフの説明義務

勧誘の際、クーリング・オフ、中途解約について、その内容を明確に説明しなければなりません。

7. 「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」の説明義務

勧誘の際は、必ず「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」の内容を会員規約・概要書面と共に説明し、契約を締結するまでの間に「概要書面」を交付し、申請書の同意のもとに署名・捺印を得なければなりません。75歳以上の方の登録には、ご家族もしくはそれに代わる方(2親等以内の親族、同居人)の同意が必要です。

禁止事項

1. 特商法・薬機法・景品表示法(以下景表法)等の法律にふれるような表現
サンベール商品の説明にあたり、効能・効果、用法・用量を謳うこと(「〜に効く」「〜が治る」「絶対に良くなる」など)。
2. 誇大広告・表現
サンベール商品の説明にあたり、食べ方、使用量について押し付けてはいけません。また、指定・認定・推奨等を受けていない特定団体等の名称を使用してはいけません。また、一部の成功例を用いて、あたかも全員が、成功するような誘い方や、儲かるといった誘い方をしてはいけません。
3. クーリング・オフの申し入れに対する妨害
クーリング・オフの申し入れがあった時、それを威圧的に阻止したり、なんらかの方法で、相手を困惑させること。申し入れがあった場合は迅速に対応しなければなりません。
4. 店頭及びインターネットでの販売、陳列、宣伝
小売、転売。不要な在庫はもたないでください。
5. 架空名義登録・名義貸借
実際に存在しない方の名義の登録、及び名義の貸借。登録や登録内容の変更の際、お名前・ご住所・電話番号・口座等が、不明瞭であると判断した場合は、公的証明書のコピーのご提出をお願いすることがあります(組織移動のための親族の会員登録も該当します)。
6. 「会員登録申請書」及び「重要事項確認シート」の代筆・入力
「会員登録申請書」、「重要事項確認シート」及び「追加プラン申請書」において、ご本人以外の方の代筆・入力。もし、そのようなことが発覚し、問題が起きた場合には、その代筆者、入力者、紹介者、アドバイザー(お問い合わせ先)の責任となります。
7. 威圧的行為・迷惑行為
勧誘の際や契約の解除を妨げるために威圧的な行為、困惑させるような行為、迷惑行為。
8. サンベール指定の説明資料以外を用いての説明
勧誘の際、サンベールが作成したパンフレット等の説明資料を使い正しく説明してください。
9. 指定名刺以外の使用禁止
勧誘の際、名刺を使用する場合は、サンベールが提供する所定フォーマットによる名刺のみ使用できます。
10. サンベール主催・認定セミナーでの他社製品PR
サンベールが主催・認定するセミナー・講演会等を利用し、他社のビジネス及び他社製品のPRをすること。
11. サンベール以外の連鎖販売取引、及び製品・商品などをサンベールの会員に勧めること、また、サンベールの組織を利用すること。また、サンベールが提供する組織図、会員情報を、サンベールの活動目的以外での使用、及び第三者への開示。
12. 勧誘する際、サンベールの名前を隠して勧誘を行うこと。また、サンベール以外の企業名を使用すること。
13. サンベールの信用を著しく損ねる行為。
14. サンベールに所属する会員を誹謗中傷すること。
15. サンベールが発行する書面を許可なく修正・改編すること。
16. 刑法・特商法・薬機法・景表法・消費者契約法、その他関連法規に違反し、または犯罪など反社会的な活動を行うこと。
17. サンベールの最新の会員規約に違反すること。

8. クーリング・オフ、返品

1. クーリング・オフ

クーリング・オフの規定

初回商品の到着日(契約書面交付日)を起算日とし、起算日から20日を経過するまでは理由を問わず、会員登録や初回商品購入を解約できます(当日消印有効)。これをクーリング・オフ規定といいます。

クーリング・オフを適用した場合

① 会員としての一切の権利を失います。以後、再登録はできません。

- ② 既に支払われた商品代金、会員登録料は、ご購入商品の返品を確認後、速やかに全額返金いたします。
- ③ クーリング・オフによる商品返却費用は、全て負担いたします（着払いでお送りください）。
- ④ 違約金その他の損害賠償、引き取り費用に関する請求は一切いたしません。
- ⑤ クーリング・オフをする場合は、書面（書式自由もしくはEメール等の電磁的記録）に「初回商品の到着日（契約書面交付日）」「会員番号」「お名前」「ご住所」「電話番号」「返金口座」「クーリング・オフの文言と、会員登録を解除する旨」を記入して商品と共にサンベールまで送付してください。なお、クレジットカード決済の場合はクレジットカード決済のキャンセルとなります。支払いスケジュールに関しては、ご利用のクレジットカード会社にお問い合わせください。

書面による通知

宛先
〒113-0033

東京都文京区本郷3-2-7
お茶の水サニービル8F

(株)サンベール宛

クーリング・オフ
商品到着日
会員番号
お名前
ご住所
電話番号
返金口座
上記契約は解約いたします

※返品する商品と一緒に着払いでお送りください。

電磁的記録による通知

クーリング・オフの通知は⑤に記載のある必要事項を入力の上、下記アドレスに送信してください。

contact@sanbelle.co.jp

※返品する商品は別途着払いでお送りください。

前記クーリング・オフ期間の経過後の場合でも、クーリング・オフの行使を妨げるために、お客様に対して説明や勧誘を行った人が、①不実のことを告げ、そのためにお客様が誤認した場合、②威迫行為を行い、そのためにお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合に関しては、20日以上経過していても、クーリング・オフの手続きを行うことができます。

但し、以下の内容が適用されますので、ご注意ください。

- ①会員登録申請時に申し込んだ購入商品を遅延、停滞なく受領していることとします。受け取りが遅延、停滞した場合でも、サンベール側の事情によるもの、または、会員本人以外の事情によるものと、サンベールが認めた場合は除きます。
- ②クーリング・オフされた商品販売契約について、会員に対してボーナス等が支払われている場合、当該契約に関わった紹介者もしくはBD以上の上位会員で均等割りした金額を対象者会員から控除させていただきます。
*クーリング・オフは法人会員には適用になりません。

2. クーリング・オフ経過後の商品返品及び商品代金の返金について

(1) 商品が不良品であった場合

サンベールへご連絡の上、サンベール本社宛にお送りください。代替商品の発送、もしくはご返金させていただきます。その際にかかる送料・事務手数料はサンベール負担とさせていただきます。

(2) 会員の方のご都合による返品（中途解約）

①会員は、クーリング・オフ期間の経過後も、以下の条件をすべて満たせば、いつでも将来に向かってサンベールとの連鎖販売契約を解除することができます。その場合、サンベールは会員に対し、商品を返還いただくことを条件として、当該商品の90%相当額を返金いたします。商品の返還ができない場合は、サンベールは会員に対し、未払の商品代金を請求できるものとします。

- ・登録後1年を経過していないこと
- ・引き渡しを受けてから90日を経過していない商品であること
- ・商品を再販売していないこと
- ・商品を使用または消費していないこと（商品の販売を行ったものがその商品を使用または消費させた場合を除く）
- ・自らの責任で商品を滅失または毀損していないこと

②前項の返金を行うに当たって、解除された商品販売契約について、会員に対してボーナス等が支払われている場合、当該ボーナス等

を控除しての返金となります。

- ③弊社は連鎖販売契約の解除並びに商品販売契約の解除に伴い、会員に請求できる費用について、法定利率による遅延損害金を超える金額を請求することはありません。
*中途解約は法人会員には適用になりません。
*中途解約の場合、送料・事務手数料は自己負担となります。
*中途解約目的で、開封済商品をサンベールに送付された場合、衛生上の理由から返送はいたしません。

返品方法

1. サンベールへ返品を伴う解約がある旨をお電話にてご連絡ください（前月末日まで）。
2. 「解約届」に必要事項をご記入いただき、商品と共にお送りください。
3. サンベールに返品商品、解約届が到着した時点で、解約手続きをとらせていただきます。
4. お客様のゆうちょ銀行へ商品代金をご返金させていただきます。着払い等で別途送料が発生している場合、送料・事務手数料1,000円を差し引かせていただきます。

9. ボーナスプランについて

サンベールのボーナスプランは、ユニレベル（紹介経路）でボーナス計算を行います。

タイトル昇格条件

タイトルを取得するポジションがマネージャーの条件を満たしていることが絶対条件となります。

- ・ マネージャー（以下M）
あなたも含め2レベルまでに6登録以上の定期購入があること。また、ご本人以外の登録が1登録以上いること。
- ・ リーダーマネージャー（以下LM）
直紹介人数3人以上
1系列以上のM
ご自身のグループ売上げ30万円以上
- ・ ディレクター（以下D）
直紹介人数5人以上
2系列以上のM
ご自身のグループ売上げ50万円以上
- ・ ブロンズディレクター（以下BD）
直紹介人数10人以上
2系列以上のD
ご自身のグループ売上げ150万円以上
- ・ シルバーディレクター（以下SD）
直紹介人数10人以上
2系列以上のBD
または1系列のBD+2系列以上のD
ご自身のグループ売上げ450万円以上
サンベールの面談及び審査
- ・ ゴールドディレクター（以下GD）
直紹介人数10人以上
2系列以上のSD、1系列に2人以上のSD+1系列以上のBD
または1系列のSD+2系列以上のBD
ご自身のグループ売上げ1,300万円以上
サンベールの面談及び審査
- ・ プラチナ（以下Pla）
直紹介人数10人以上
2系列以上のGD、1系列に2人以上のGD+1系列以上のSD
または1系列のGD+2系列以上のSD
ご自身のグループ売上げ3,300万円以上
サンベールの面談及び審査
- ・ ダイヤモンド（以下Dia）
直紹介人数10人以上
2系列以上のPla、1系列に2人以上のPla+1系列以上のGD
または1系列のPla+2系列以上のGD
ご自身のグループ売上げ8,000万円以上
サンベールの面談及び審査

ブランチシステムについて

本来登録者1人に対して1登録となりますが、サンベールのプランでは、自分の組織の中に、自分のブランチ（支店）を登録することができます。つまり、あなたがボーナスを受け取ることができる追加ポジションの事です。あなたが登録したブランチは、1人の会員としてまったく同じ扱いになり、あなたの会員番号に、01、02と枝番をつけて表示します。マネージャー以上のタイトルになると、あなたの組織内で、指定した会員の下にブランチを出すことができます（タイトルにより出せる個数の制限があります。この場合、指定した会員の承諾を得る必要があります。タイトルによるブランチの数の制限は下記の通りです）。

・初回登録	6登録
・M/LM	10登録
・D	15登録
・BD	30登録
・SD以上	50登録

指定配置制度について

あなたが紹介する新規の会員を、あなたの組織内で、指定した会員の下に出すことができます。但し、必ず新規の方及び指定配置先の方の承諾を得る必要があります。

* ファーストボーナスは紹介者に発生し、タイトル昇格条件の直紹介人数も紹介者にカウントされます。

10. ボーナス（特定利益）

1. ボーナスとは会員が得る特定利益で、報酬のことを意味します。
2. 会員は、サンパールのボーナスプランによりボーナスを受け取ることができます。
3. ボーナスは、1日から末日までの活動実績分を当月分として翌月の15日に指定のゆうちょ銀行口座にお支払いいたします（15日が土日祝日の場合、前営業日となります）。
4. 報酬を受け取る口座の名義は、会員登録名義と同一でなければなりません。
5. この権利は、獲得した会員本人の権利であり、他人に譲渡することはできません。
6. ボーナス計算は全て、ポイント(PV)により計算されます。
7. 各商品のポイント

・ 定期購入時ポイント
ムコティン(粒、ミニ、アルミ包装、顆粒、ゼリー)、リピデイン、リピデイン+ジンジャーエキス、ムコレアモイスチャージェル(100g、2g×40包)、ボディローション(2本セット)、ムコレアスカルプエッセンス
各々12,000PVで計算

ムコレア3点セット
ムコレアシャンプー、ムコレアコンディショナー、ムコレアボディソープ、ムコレアBBクリーム、ムコレアクレンジングジェル、ムコレア洗顔フォームから3点選択可能です。
各々6,000PVで計算

・ 追加購入時ポイント
ムコティン(粒、ミニ、アルミ包装、顆粒、ゼリー)、リピデイン、リピデイン+ジンジャーエキス、ムコレアモイスチャージェル(100g、2g×40包)、ムコレアスカルプエッセンス

各々8,400PVで計算
ムコレアボディローション(1本)
4,200PVで計算
ムコレアクレンジングジェル(4g×40包)
3,600PVで計算
ムコレアBBクリーム・シャンプー・コンディショナー・ボディソープ・クレンジングジェル・洗顔フォーム
各々2,400PVで計算
ムコレア洗顔フォーム(2g×40包)
1,800PVで計算

- * ボーナスが月額12万円を超過する場合は、超過分に対する10.21%の源泉税を差し引き、お支払いいたします。
- * 振込手数料は一律100円とさせていただきます。
- * ボーナス発生金額が3,000円に満たない場合は、繰越し、合計金額が3,000円を超えた時点でお振込みいたします。
- * ゆうちょ銀行の口座のお届けがない場合は、ボーナスが発生した際にお振込みができなくなり、ボーナス支払月の末日までに振込口座のご連絡がない場合、その分のボーナスデータは抹消され、お支払いができませんのでご注意ください。
- * ボーナスの最終計算は、締日時点ではなく、全ての当月分発送商品のお受け取りが完了した時点での計算となります(クーリング・オフ、受取拒否等により締日の売上げよりマイナスが生じて計算される可能性もあります)。
- * マイナンバーの提出が必要な方には、サンパールからご連絡いたしますので、速やかにご提出ください。
- * インボイス制度関連控除について

消費税法の改正に伴い、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。この制度の導入により、課税事業者が消費税に関し仕入税額控除を行うためには、適格請求書発行事業者の発行した請求書(いわゆるインボイス)等の保存が必要となります。
(1)現在、課税事業者である会員の皆様(収入の合計が、1,000万円以上の方)
適格請求書発行事業者の登録をお願いいたします。また、弊社に当該登録番号等の情報をご教示ください。弊社から引き続き従前と同じ計算方法でのボーナスをお支払いすることが可能となります。課税事業者の方であっても、当該登録番号を弊社に登録されていない場合

は、(2)の割合にてボーナス金額より段階的に控除させていただきますのでご注意ください。

(2)現在、免税事業者である会員の皆様(収入の合計が、1,000万円未満の方)
課税事業者になることをご選択いただけない場合には、従前お支払いしていたボーナスの消費税額込みの計算方法について、2023年10月1日から概ね従前の110分の108程度の金額へ、2026年10月1日から概ね従前の110分の105程度の金額へ、2029年10月1日からは経過措置の終了となり110分の100程度の金額へ引き下げとなります。
他の事業での収入がある場合は、個々の状況により対応が異なりますので、お近くの税務署もしくは税理士にご相談ください。

ボーナスの取得条件

全てのボーナスを取得するには、本店(00)での定期購入(特定負担)が条件となります。

ボーナスの種類

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・ファーストボーナス | ・タイトルボーナス |
| ・リピートボーナス | ・タイトルシェアリングボーナス |
| ・マネージャーボーナス | ・リーダーシップボーナス |

ボーナスの調整

ボーナスの払出が売上の62%を超えた場合、ボーナス対象者均一の%で調整をさせていただきます。

ファーストボーナス

新規会員を紹介した際、発生するボーナスです。月の紹介人数に応じて初回購入商品PVに下記%が支払われます。

* 3人を超えた場合、その月のファーストボーナスは全て50%、2人の場合は全て40%となります。

* ご自身のランチには発生しません。

1人紹介	2人紹介	3人以上紹介
30%	40%	50%

リピートボーナス

自己グループの2ヶ月目以降のリピート購入に対し発生するボーナスです(ご自身のランチも含まれます)。タイトルに応じ最大10レベルまで支払われます。

レベル	会員	M	LM	D	BD以上
1	5	5	5	5	5
2	3	3	5	5	5
3	3	3	5	5	5
4		3	3	4	4
5		3	3	4	4
6			2	3	4
7			2	3	4
8				2	3
9				2	3
10				2	3

* コンプレッションされませんので、退会者が出てしまった場合、速やかに配置先変更を行ってください。

マネージャーボーナス

マネージャーボーナス

会社売上の2%を全マネージャー・リーダーマネージャーのポジションでシェアリングするボーナスです(毎月)。

リーダーマネージャーボーナス

会社売上の1%を全リーダーマネージャーのポジションでシェアリングするボーナスです(毎月)。

タイトルボーナス

ご自身のタイトルに応じて発生するボーナスです。グループ売上PVに下記%が支払われます(当月の新規登録のPVは計算に含まれません)。

タイトル	ボーナス%
D	4
BD	7
SD	10
GD	13
Pla	15
Dia	17

* ご自身のグループの下位タイトルホルダーからは、タイトル別のボーナス率の差額を取得できます。

同格ボーナス

ご自身の傘下に同タイトルホルダーがいる場合、同格ボーナスが発生します。同格ボーナスは、タイトルボーナスとは別予算といたします。

タイトル	同格		
	1次 (%)	2次 (%)	3次 (%)
D	3	2	
BD	2	1.5	1
SD	2	1.5	1
GD	1.5	1	0.5
Pla	1.5	1	0.5
Dia	1	0.5	0.5

タイトルシェアリングボーナス

会社売上上の1%をGD・Pla・Dia各タイトルのポジションでシェアリングするボーナスです(毎月)。

リーダーシップボーナス

ご自身がD以上のタイトルで、紹介した方をD以上に育成した場合に発生するボーナスです。育成した被紹介者のタイトルに応じた%を被紹介者のボーナスに乗じた額が紹介者に支払われます。

* 紹介者→紹介した方、被紹介者→紹介された方

タイトル	ボーナス%
D・BD・SD	10
GD	7
Pla	5
Dia	3

昇格と降格について

上記のタイトルに応じて計算されるボーナスは、毎月の売上金額によって変動いたします。

よって、1度昇格されると、タイトルアップの表彰、並びにタイトルバッジの贈呈を行います。単月の売上げにより、ボーナス計算がされ、その方のタイトルも変動します。1度お渡ししたタイトルバッジは、降格した時点で、ご自身で保管の上、再度昇格された時のみお使いください。

1度昇格されていても、降格していれば、そのタイトルホルダーとはなりません。

調整金

クーリング・オフ、中途解約、受取拒否、長期不在等何らかの事情により、商品をお受け取りにならず返品となった場合、その際にかかった送料・事務手数料は、紹介者もしくはBD以上の上位会員のボーナスより相当額を控除させていただきます。既にボーナスが発生していた場合は、紹介者もしくはBD以上の上位会員で均等割りした金額を対象者全員から控除させていただきます。

11. BC (ブロンズクラブ) について

BD以上のタイトルホルダーの会員によって構成される会員総意を代表する機関であり、サンベールビジネスの中心的役割を担います(別紙BC規約参照)。

12. 規約違反に対する処分

サンベールの会員規約において違反が生じた場合、また、サンベール会員としてふさわしくないと判断した場合は、その会員及び近親者並びに関連性の高いポジション、紹介者、組織系列上位会員に対し、下記のいずれか、もしくは複数の処分を科することがあります。

1. 注意・警告処分
2. ボーナスの支払い停止
3. 認定資格・タイトルの撤回
4. 追加ブランチの登録禁止

5. ビジネス活動の禁止
6. 会員資格剥奪処分

13. 広告、会社の著作物・商標等について

1. サンベールの商号、及び商標については、サンベールの書面による許諾がない限り使用することができません。また、サンベールが制作したカタログ、その他の印刷物を許可なく複製、転写することはできません。
2. 会員を募集するために、独自でチラシ等の広告物を作成したり、新聞等に広告を掲載したりすることはできません。
3. サンベールが作成した販促物(パンフレットや動画等)以外に、商品説明や会員募集の目的のために印刷物(本・パンフレット・小冊子等)また動画データや音声データ、Webページ等を作成することは、原則禁止といたします。但し、サンベールの承認がある場合は除きます。

14. 規約その他の変更に関して

サンベールにおいて、会員規約の変更、商品の変更、ビジネスシステムの変更等が生じた場合は、ホームページやVUILD、書類の送付によって、ご連絡いたします。

また、キャンペーンその他のご連絡は上位会員のBCメンバーへの通知等により、傘下の方々へご連絡していただくこともございます。

その他

1. サンベール主催のセミナー、研修、ミーティング等における、録音・録画・撮影は原則的に禁止します。
2. 会員規約、概要書面については、サンベールが必要と認めた場合には、変更することがあります。ビジネスプラン等の重大な変更の場合は、その対象者に書面にて通知いたします。常に、最新の会員規約の遵守をお願いいたします。
3. 割賦販売における抗弁権
サンベールから商品を割賦支払いにより購入した会員は、当該製品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者(サンベール)に対して生じている事由(合理的な解約理由がある場合)をもって当該支払いを請求する割賦購入斡旋業者に対抗できます。
4. サンベールと会員の関係における一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

紹介者記入欄

紹介者名

(法人の場合は、法人名、代表者名と肩書きを記入)

連絡先

契約年月日